

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その5）の制定及び
基準改正について（通知）

昭和62年9月12日薬発第782号

厚生省薬務局長から各都道府県知事あて
改正

昭和62年10月2日薬発第866号

平成2年2月17日薬発第142号

平成3年3月6日薬発第259号

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（以下「基準」という。）については、平成50年11月26日薬発第1090号、昭和52年12月8日薬発第1416号、昭和56年3月31日薬発第330号及び昭和60年4月5日薬発第373号をもって通知したところであるが、今般、別添1のとおり毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その5）を定めるとともに、本基準の制定に伴い、別添2のとおりセレン並びにセレン化合物及びこれを含有する製剤他13品目について従来の基準を改正したので、下記事項に留意のうえ、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

記

- 1 昭和50年薬発第1090号通知の記の1から7までについては別添1の基準及び別添2の改正による改正後の基準についても適用されるものであること。
- 2 別添1の基準及び別添2の改正による改正後の基準における検定法の用語「原子吸光法」は、従来の基準における検定法の用語「原子吸光光度法」を改めたものであるが、検定法としては両者は同一のものであること。